

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 …… 教 職 員 課 1 頁

### お 知 ら せ

平成24年8月31日付け三重県公報第2424号に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年八月三十一日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司  
三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

#### 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように

改正する。

第十二条第七号中「骨髄液提供者」を「骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供者」に改め、「登録」の下に「の申出」を加え、「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行  
津 市 広 明 町 1 3 番 地  
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷  
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社